

## 給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める意見書

「奨学金」利用者は年々増加し、現在、大学生の5割超、大学院生の6割超が何らかの奨学金を利用しています。その背景は、1つに、大学の授業料の値上げが繰り返され、我が国の学費は世界で最も高い水準になっています。2つに、経済の悪化や雇用制度の変化に伴い、非正規労働者が勤労者の4割となり、親の経済力の低下に伴い、奨学金に頼らなければ大学に進学できない学生が多数を占めるようになっていきます。

また、わが国の公的な奨学金制度は、貸与型の奨学金制度であり、その7割超（貸与金額）が年3%を上限とする利息付の奨学金（第2種奨学金）となっています。

一方、卒業しても不安定雇用や低賃金により、返済に苦しむ若者が増加しており、延滞者は33万人に及んでいます。返済期限の猶予や減額返還などの制度が設けられていますが、適用の条件が厳しく、民間サービサー（債権回収会社）による過酷な債権回収などが社会問題にもなっています。はじめから「安定した収入を得て返済する」という制度の前提が今では大きく崩れていると言わざるを得ません。

OECD加盟国34カ国の内、半数近くの国は大学の授業料は無償で、32カ国に公的な奨学金制度があります。大学の授業料が有償で、国による給付型奨学金制度がないのは日本だけです。

持続可能な社会のために世代を超えて若者を社会全体で支援し、少子・高齢化、人口減少や地方の衰退に歯止めをかける上で極めて重要な課題となっています。

よって、伊達市議会は、国に対して給付型奨学金制度の導入・拡充と教育費負担の軽減を求める次の事項について強く要望します。

- 1 国として、速やかに新たな制度運営を前提とした大学等における給付型奨学金制度を導入し、併せて高等学校等を含めて拡充を図ること。
- 2 無利子奨学金を充実させ、延滞金制度の加算利息についてはさらに引き下げること。
- 3 現在の貸与型奨学金の、返還猶予、返還免除、減額返還などの救済制度の周知と拡充をはかり、柔軟に適用させること。
- 4 大学等の学費の引き下げや授業料減免の拡充を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月17日

福島県伊達市議会議長 安藤 喜昭

衆議院議長 大島 理森 様  
参議院議長 山崎 正昭 様  
内閣総理大臣 安倍 晋三 様  
財務大臣 麻生 太郎 様  
文部科学大臣 馳 浩 様  
厚生労働大臣 塩崎 恭久 様